

7. スモン訴訟及び恒久対策の概要

■訴訟の概要

- キノホルム剤（整腸剤）を服用した者が、全身のしびれ、痛み、視力障害等の被害（スモン）が生じたとして、昭和46年5月以降、キノホルム剤を製造・販売した製薬会社（武田、チバガイギー、田辺）とこれを許可・承認した国を相手方として提起された損害賠償請求訴訟。

昭和30年代	スモン患者が発生（昭和33年頃報告、昭和44年頃年間発生件数が最大）
昭和45年9月	厚生省がキノホルム剤の販売中止、一部使用見合わせを通達
昭和46年5月	東京地裁に国と製薬企業（武田、チバガイギー、田辺）を相手方として提訴 （以降、和解確認書調印までに製薬会社と国に全国27の地裁に約4,800人が提訴）
昭和52年3月～	9地裁における判決（8地裁で国全面敗訴）
昭和54年9月	和解確認書調印

- 令和6年1月末現在、約6,500人と和解が成立。

■和解の概要

- 和解一時金：症状等に応じて420万円～4700万円＋弁護士費用（企業2／3、国1／3負担）
- 健康管理手当：月額44,800円（企業全額負担）
- 介護費用：症状に応じて月額48,130円～162,100円（重症者は国、超重症者・超々重症者は企業がそれぞれ全額負担）
（重症者：月額48,130円、超重症者：月額97,500円、超々重症者：月額162,100円）
- 恒久対策の実施（下記）
- 誓約：被告国は、9つの判決を厳しゅうく受け止め、これら判決を含む右一連の経過を前提として、前記協議会の研究成果に従って、キノホルムとスモンの因果関係のあることを認めるとともに、スモン問題についての責任を認め、空前のスモン渦が発生するに至ったこと、その対応について迅速を欠いたことに遺憾の意を表明する。

■恒久対策の概要

- 厚生労働科学研究費補助金（難治性疾患等政策研究事業）による調査研究の実施（昭和47年度～）
- 医療費自己負担分の全額公費負担（昭和48年度～）
- はり・きゅう・マッサージについて月7回までを限度として補助（昭和53年12月～）
- ホームヘルパーの派遣、短期入所、日常生活用具給付など日常支援の実施
（難病患者等居宅生活支援事業：平成8年度～ →平成25年度から障害者総合支援法の枠組みに移行）
- 電話等による相談、患者会などの交流促進、就労支援など相談支援の実施（難病相談・支援センター事業：平成15年度～）
- 保健所を中心に、患者ごとの在宅療養支援計画の策定、訪問相談、医療相談、訪問指導（診療）など地域の実情に応じて実施
（難病患者地域支援対策推進事業：平成15年度～）

健康管理手当受給者数（令和5年4月1日現在）

	人		人		人
北海道	38	石川県	3	岡山県	94
青森県	3	福井県	4	広島県	38
岩手県	9	山梨県	5	山口県	2
宮城県	10	長野県	24	徳島県	22
秋田県	8	岐阜県	14	香川県	9
山形県	16	静岡県	12	愛媛県	9
福島県	12	愛知県	40	高知県	11
茨城県	3	三重県	13	福岡県	33
栃木県	5	滋賀県	5	佐賀県	6
群馬県	4	京都府	26	長崎県	3
埼玉県	21	大阪府	51	熊本県	10
千葉県	22	兵庫県	44	大分県	9
東京都	72	奈良県	10	宮崎県	7
神奈川県	41	和歌山県	8	鹿児島県	4
新潟県	19	鳥取県	3	沖縄県	0
富山県	6	島根県	13	海外	4

注）和解により、医薬品医療機器総合機構（PMDA）を通じて健康管理手当の支給を受けているスモン患者の数（手当は製薬企業が負担）